

令和2年度 階層別保育料算定表（保育園、こども園）

- ・ 0～2歳クラスは、下のとおり保育料を算定します。
- ・ 3歳クラス以上は、令和元年10月より保育料無償化となりました。※別途給食費等の負担があります。
- ・ 保育料算定に用いる市町村民税額には、配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除等の税額控除は適用されません。
- ・ 保育料の基準となるきょうだいの人数は、次のとおり数えます。

ふたり親世帯
 ひとり親世帯、在宅障がい者のいる世帯

・ ラインより上（税額が低い）の世帯は、年齢に関わらずきょうだいを数えます。
 ・ ラインより下（税額が高い）の世帯は、対象施設に在園している**未就学**の**きょうだいのみ**を数えます。

階層区分		階層区分の詳細		月額保育料							
那覇市	国基準			標準時間保育			短時間保育				
				第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降		
A	第1階層	生活保護世帯等		0	0	0	0	0	0	0	
B1	第2階層	市町村民税が非課税	ひとり親世帯、在宅障がい者のいる世帯	0	0	0	0	0	0	0	
B2			B1以外の世帯	0	0	0	0	0	0	0	
C1A	第3階層	市町村民税の均等割のみ課税	ひとり親世帯、在宅障がい者のいる世帯	6,200	0	0	6,200	0	0	0	
C1B			C1A以外の世帯	13,200	6,600	0	12,900	6,450	0		
C2A		所得割額が48,600円未満	ひとり親世帯、在宅障がい者のいる世帯	7,400	0	0	7,400	0	0	0	
C2B			C2A以外の世帯	15,600	7,800	0	15,300	7,650	0		
D1A	第4階層	所得割額が48,600円以上56,300円未満	ひとり親世帯、在宅障がい者のいる世帯	9,000	0	0	9,000	0	0	0	
D1B			D1A以外の世帯	19,100	9,550	0	18,700	9,350	0		
D2A		所得割額が56,300円以上65,500円未満	ひとり親世帯、在宅障がい者のいる世帯	D2A以外の世帯	57,700円未満	22,900	11,450	0	22,500	11,250	0
D2B					57,700円以上	22,900	11,450	0	22,500	11,250	0
					D3A	所得割額が65,500円以上77,101円未満	ひとり親世帯、在宅障がい者のいる世帯	9,000	0	0	9,000
D3B		D3A以外の世帯	26,400	13,200	0		25,900	12,950	0		
D3C		所得割額が77,101円以上84,900円未満	26,400	13,200	0	25,900	12,950	0			
D4		所得割額が84,900円以上97,000円未満	29,400	14,700	0	28,900	14,450	0			
D5		第5階層	所得割額が97,000円以上119,800円未満		34,300	17,150	0	33,700	16,850	0	
D6			所得割額が119,800円以上169,000円未満		38,200	19,100	0	37,500	18,750	0	
D7	第6階層	所得割額が169,000円以上301,000円未満		39,600	19,800	0	38,900	19,450	0		
D8	第7階層	所得割額が301,000円以上397,000円未満		40,800	20,400	0	40,100	20,050	0		
D9	第8階層	所得割額が397,000円以上		53,000	26,500	0	52,000	26,000	0		